

知的財産教育研究・専門職大学院協議会 会則

第1章 総則

第1条 (名称) 本協議会は知的財産教育研究・専門職大学院協議会 (Japan Association of Universities for Intellectual Property Education and Research (JAUIP)) と称する。以下「本協議会」と呼ぶ。

第2条 (事務所) 本協議会の事務局を一般社団法人日本知財学会事務局内 (東京都千代田区飯田橋) に置く。

第3条 (目的) 本協議会の目的は、知的財産に関する教育研究に従事する大学院が相互に緊密に協力し、関係機関との協調を図ることによって、知的財産に関する教育研究の水準の向上に貢献することにある。

第4条 (事業) 前条の目的を達成するために本協議会は以下の事業を行う。

- 1) アジア・新興国における知的財産教育・研究ネットワークの形成
- 2) 高度な知的財産専門教育を実現するための研究協力の推進
- 3) 知的財産高度専門人材育成のためのカリキュラムの共同作成・単位互換
- 4) 弁理士試験に関わる措置と対応
- 5) 知的財産専門職大学院の外部評価への協力
- 6) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

第5条 (会員) 本協議会の会員は、本協議会の趣旨に賛同した、知的財産の教育研究に従事する大学院および知的財産に関する専門職大学院 (以下、「知財系大学院」と呼ぶ。) とする。会員は、1校あたり3名以内の者を代表者として本協議会に届け出て、登録を受けることができる。

第6条 (会員の資格の取得) 新たに会員となることを希望する知財系大学院は、理事会の入会承認を得る必要がある。

第7条 (会費) 会員は別途定める年会費を納めなければならない。

第8条 (任意退会) 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 (資格の喪失) 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める支払い義務を、翌事業年度末までに履行しなかったとき
- (2) 当該会員が解散したとき

第3章 役員

第10条（役員構成）本協議会を統括するために次の役員を置く。

理事10名以内、監事1名

2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の理事の中から1名を副会長とする。
3. 会長および副会長は、理事会の推挙によりこれを定める。
4. 監事は、理事会の推挙する者について会員の過半数以上の賛同により定められる。
5. 役員任期は選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。重任はこれを妨げない。

第11条（報酬等）理事及び監事は、無報酬とする。

2. 役員が本協議会の事業遂行のために要した費用を支弁することができる。

第12条（顧問）本協議会に最大3名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本協議会の求めに応じ、理事会等に出席し本協議会の運営に関する助言を行う。
3. 顧問の任期は3年とする。重任はこれを妨げない。
4. 顧問は、無報酬とする。

第4章 総会

第13条（構成）総会は、全ての会員をもって組織する。

第14条（権限）総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告書及び決算報告書の承認
- (2) 会則の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分

第15条（総会の招集）会長は年1回会員総会を招集しなければならない。

第16条（総会の議決）総会の議決は出席会員の過半数で決する。

第17条（議事録）総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 理事会

第18条（構成）理事会は、全ての理事をもって組織する。

第19条（理事会の任務）理事会は、会長の統督のもと、本協議会の執行の任にあたる。

第20条（理事会の招集）理事会は協議会経営に関する議決を行う必要が生じた際に、会長がこれを招集しその議長となる。

第 21 条（理事会の議決）理事会の議決は特段の定めがある場合を除き出席理事の過半数で決する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

第 6 章 専門委員会

第 22 条（専門委員会） 本協議会は必要に応じ、別途定める専門委員会を理事会の下に設置することができる。

第 23 条（専門委員会委員長） 会長は専門委員会の委員長を任命することができる。

第 7 章 会計

第 24 条（事業年度）本協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条（事業報告及び決算）毎事業年度終了後 3 カ月以内に事業報告書及び収支決算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 26 条（資産管理） 本協議会の資産管理は、会長が任命した総務を担当する者がこれを管理する。

第 8 章 その他

第 27 条（委任）会則に定めのない事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第 28 条（改廃）本会則の改廃は、総会の審議により 3 分の 2 以上の賛同によって行う。

附則

1. 本会則は平成 23 年 6 月 25 日より施行する。
2. 第 24 条の規定にかかわらず、本協議会設立当初の事業年度は、平成 23 年 6 月 25 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
3. 本会則は平成 25 年 5 月 7 日より改正施行する。